

令和8年8月 27 日からの大雨に伴う災害に係る

生活必需品の給与・貸与

災害により住家が「半壊」以上または「床上浸水」の被害を受け、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することが出来ず、直ちに日常生活を営むことが困難な方に対して行うものです。

【対象地域】

高岡市、氷見市、小矢部市、射水市

【対象品目】

- ① 被服
 - ② 寝具
 - ③ 衛生用品
 - ④ 台所用品
 - ⑤ 掃除・洗濯用品
 - ⑥ 熱中症対策用品（エアコンは対象外）
- ※スポットクーラーの貸与はご相談ください。

【費用の限度額】

夏季	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上の加算額
全壊	20,900 円	26,900 円	39,900 円	47,600 円	60,300 円	1人につき 8,800 円
大規模半壊 中規模半壊 半壊 床上浸水	6,900 円	9,200 円	13,800 円	16,800 円	21,100 円	1人につき 3,000 円

留意事項

- ・支給品は、世帯人数により上記基準額の範囲内までの申請となります。
（見舞品ではないため、全ての品目給与又は貸与する訳ではありません。）
- ・申請窓口は、富山県 HP をご確認ください。
- ・手続には、申請書のほかに、り災証明書、身分証明書等が必要になります。
- ・現金を給付する制度ではありません。現物を給与・貸与することになりますので、お届け先を確認します。